

奈良県告示第三百十八号

奈良県心身障害者福祉センター条例（昭和五十四年三月奈良県条例第二十五号）第五条第四項の規定により、奈良県心身障害者福祉センター（歯科衛生診療所）の指定管理者を次のとおり指定した。

令和二年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 指定管理者となる団体

奈良市二条町二丁目九番二号 一般社団法人奈良県歯科医師会 会長 東浦宏守

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで